

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程 平成16年4月7日 16経教規程34号</p> <p>第1条～第22条 省略</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第23条 病気休暇は、職員が負傷若しくは疾病のために療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 生理日における勤務が著しく困難であるとして女性職員から請求があった場合には病気休暇を与えるものとする。</p> <p>3 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。</p>	<p>第1条～第22条 省略 (現行どおり)</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第23条 病気休暇は職員が負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 生理日における勤務が著しく困難であるとして女性職員から請求があった場合には病気休暇を与えるものとする。</p> <p>3 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。<u>ただし、次に掲げる場合以外の病気休暇(以下「特定病気休暇」という。)の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日(以下「除外日」という。)を除いて連続して90日を超えることはできない。</u></p> <p>一 第2項に規定する生理日の就業が著しく困難な場合</p> <p>二 <u>業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合(当該負傷又は疾病に係る療養期間中の休日、代休日、年次休暇又は特別休暇を使用した日、その他病気休暇の日以外の勤務しない日(一日の勤務時間の一部を勤務しない日を含む)を含む。)</u></p> <p>4 <u>前項ただし書、次項及び第6項の規定の適用については、連続する8日以上の間の特定期間を使用した職員(この項の規定により特定期間の期間が連続しているとみなされた職員を含む。)が除外日を除いて連続して使用した特定期間の期間の末日の翌日から、一日の勤務時間(一日の勤務時間の一部に次に掲げる時間(以下「除外時間」という。)がある場合にあつては、一日の勤務時間のうち、除外時間を除いた勤務時間)のすべてを勤務した日の日数(第6項において「実勤務日数」という。)が20日に達する日までの間に、再度の特定期間を使用したときは、当該再度の特定期間の期間と直前の特定期間の期間は連続しているものとみなす。</u></p> <p>一 第2項に規定する生理日の就業が著しく困難な場合における病気休暇により勤務しない時間</p> <p>二 <u>第16条第1項第1号から第3号に規定する保健指導職専免、通勤緩和職専免又は母体保護職専免により勤務しない時間</u></p>	

<p>4 病気休暇は必要に応じて、1日、1時間又は1分を単位として付与する。</p> <p>第24条～第25条 省略</p> <p>(病気休暇及び特別休暇の請求等)</p> <p>第26条 病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿</p>	<p>三 第24条第1項第8号に規定する保育休暇により勤務しない時間</p> <p>四 国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程第23条及び第47条に規定する育児部分休業又は介護部分休業により勤務しない時間</p> <p>5 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日(以下この項において「特定負傷等の日」という。)の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるもの(病状が明らかに異なると認められるものであっても、病因が異なると認められないものは含まない。)に限る。以下この項において「特定負傷等」という。)のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第3項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。</p> <p>6 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日の間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病(病状が明らかに異なると認められるものであっても、病因が異なると認められないものは含まない。)のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第3項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。</p> <p>7 病気療養中の休日、代休日、年次休暇又は特別休暇を使用した日、その他病気休暇以外の勤務しない日(1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含む。ただし、1日の勤務時間の一部に除外時間がある日であって、1日の勤務時間のうち、除外時間以外の勤務時間のすべてを勤務した日を除く。)は、第3項ただし書及び第4項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。</p> <p>8 病気休暇は必要に応じて、1日、1時間又は1分を単位として付与する。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする特定病気休暇を使用した日は、1日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。</p> <p>第24条～第25条 省略(現行どおり)</p> <p>(病気休暇及び特別休暇の請求等)</p> <p>第26条 病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員はあらかじめ休暇簿</p>	
--	--	--

<p>(病気休暇・特別休暇) に記入して学長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 <u>一週間を超える病気休暇の請求をする場合は、医師の診断書等の証明書類を提出しなければならない。ただし、一週間を超えない場合においても、必要と認められる場合は、証明書類を提出しなければならない。</u></p> <p>5 省略</p> <p>別表 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>(病気休暇又は特別休暇) に記入して学長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。</p> <p>2～3 省略(現行どおり)</p> <p>4 病気休暇の請求をする場合(生理日における勤務が著しく困難である場合を除く。)は、医師の診断書等の病名、病状、病因及び療養のため勤務しないことがやむを得ないことを証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>5 省略(現行どおり)</p> <p>別表 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	
--	--	--

附 則 (22 教規程第23号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。